

令和7年度イノベーションラボ事業業務委託要領

静岡県（以下「甲」という。）を委託者とし、（以下「乙」という。）
を受託者として、令和 年 月 日付で締結した令和7年度イノベーションラボ事業業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 目的

本事業では、より良い社会の形成に必要な「新たな価値を生み出す創造力」やイノベ
ーティブな思考等を持ったアントレプレナーの育成を目的とする。

静岡県内企業等の潜在的な資源・技術等を教材として、0から1を創り出すエフエク
チェーション理論を用いることで高校生の探究学習を深化させ、よりよい社会の形成
に必要な「新たな価値を生み出す豊かな創造力」を育成する。

第2 業務委託期間

委託契約締結日から令和7年10月31日まで

第3 業務の内容

(1) 全体管理

- ・業務を実施する事務局を設置し、履行期間中における業務遂行に携わる十分な人
員を配置・確保すること。
- ・委託事業全体の企画並びに全体スケジュールの管理、調整を行うこと。
- ・委託事業に関わる関係者間の調整を行うこと。
- ・講師等との各種調整を行うこと。（日程、概要・趣旨説明、就任依頼、謝金・旅費
の支払等）
- ・本事業を受講する生徒（以下、受講者という。）との各種調整を行うこと。（概
要・趣旨説明、諸連絡、問合せ対応等）
- ・必要に応じてプログラムで用いる教材を準備し、参加者に配布すること。
- ・本事業終了後、受講者を対象としてアンケートを実施し、集計と分析を行うこと

(2) イノベーションラボ（2泊3日合宿）の実施

ア イノベーションラボ（2泊3日合宿）の概要

区 分	内 容
目 的	静岡県の潜在的な資源・技術等を教材として、0から1を創り出すエフエクチェーション理論を用いることで高校生の探究学習を深化させ、よりよい社会の形成に必要な「新たな価値を生み出す豊かな創造力」を育成する。
対象者	・県内に在住もしくは県内の高校に通学する高校生 30 人程度
日 程	・高校生の夏休み期間に2泊3日で開催すること。 （県立高校の夏休みは、一般的には7月20日頃から8月末までの間 で、学校ごと設定される）
場 所	静岡県内
内 容	・アントレプレナーシップ講義（講義・演習）

	・ 県内企業への理解、ディープテック技術探索（企業等視察） ・ 企業理解のため各事業所によるプレゼン
--	---

イ 委託業務の範囲

- ・ イノベーションラボ（2泊3日合宿）の企画・運営。
- ・ 県内企業への訪問研修を企画・実施すること。
- ・ 研修に適した会場及び宿泊施設並びに集合場所から会場等までの交通手段を手配すること。
- ・ 宿泊施設は、男女の比率に配慮し手配すること。
- ・ 合宿中の受講者等の食事の手配をすること。
- ・ 受託者が手配する会場、交通手段及び宿泊に係る費用が発生する場合、本事業の委託費から支払うこと。
- ・ 未成年の合宿参加について、必要とされるリスク管理を行うこと。

(3) 事前研修の実施

ア 事前研修の概要

区 分	内 容
目 的	イノベーションラボの受講者が同世代の仲間とのコミュニティを形成し、切磋琢磨する雰囲気醸成するとともに、プログラムへの意欲を喚起する。
対象者	イノベーションラボの受講者
日 程	イノベーションラボの実施前に下記の期間で実施すること。 ・ 高校生の夏休み期間に1日で開催すること。 (県立高校の夏休みは、一般的には7月20日頃から8月末までの間で、学校ごと設定される)
内 容	・ 起業の基礎(精神)等、本事業の目的、進め方等に関する講義。 ・ アントレ教育のワークショップ

イ 委託業務の範囲

- ・ 事前研修の企画・運営。
- ・ 研修に適した会場を手配すること。
- ・ 受託者が手配する会場及び交通手段に係る費用が発生する場合、本事業の委託費から支払うこと。
- ・ 本事業のスタートとなることから、雰囲気醸成や受講者の状況把握に努めること。

(4) 合宿後研修の実施

ア 合宿後研修の概要

区 分	内 容
目 的	イノベーションラボの受講者が研修で得た知識や気付きを振り返り、それらのアウトプットの場としてビジネスプランの提案を行うとともに、実社会における課題解決のために必要なチームビルディング等の手法を学ぶ。

対象者	イノベーションラボの受講者
日 程	イノベーションラボの実施後に下記の期間で実施すること。 ・ 高校生の夏休み期間に 1 日で開催すること。 (県立高校の夏休みは、一般的には 7 月 20 日頃から 8 月末までの間で、学校ごと設定される)
内 容	・ イノベーションラボの内容の振り返り ・ チームビルディングに関する講義 ・ ビジネスプラン提案に係るワークショップ

イ 委託業務の範囲

- ・ 合宿後研修の企画・運営。
- ・ 研修に適した会場を手配すること。
- ・ 受託者が手配する会場及び交通手段に係る費用が発生する場合、本事業の委託費から支払うこと。

第 4 委託業務実施計画書及び完了報告書

受託者が委託者に提出する契約書第 10 条及び第 13 条に定める様式及び期限は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 委託業務実施計画書（様式第 1 号） | 契約締結後 7 日以内 |
| (2) 委託業務完了報告書（様式第 2 号） | 業務完了後すみやかに |

様式第 1 号

委託業務実施計画書

- 1 委託業務の名称 令和 7 年度イノベーションラボ事業業務委託
- 2 契 約 年 月 日 令和 年 月 日
- 3 契 約 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 業 務 期 間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 5 完了予定年月日 令和 年 月 日
- 6 業務の内容

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所
商号又は名称
氏 名

印

様式第2号

委託業務完了報告書

- 1 委託業務の名称 令和7年度イノベーションラボ事業業務委託
- 2 契約年月日 令和 年 月 日
- 3 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 業務期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 5 完了年月日 令和 年 月 日
- 6 結果

上記のとおり報告いたします。

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所
商号又は名称
氏 名

印